

大和市告示第52号

大和市生きがづくりバス借上料助成要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市生きがづくりバス借上料助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生きがづくり活動等を促進するため、健康増進活動、レクレーション活動等を実施する団体に対し、当該活動を実施するために借り上げた民間のバスに係る借上料を当該年度の市の予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる団体は、市内に在住する60歳以上の者で構成される団体であつて、かつ、継続的に活動することが予定されているもの（以下「助成対象団体」という。）とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成対象団体が自主的に企画した生きがづくり活動等（旅行会社が企画したものに参加することを内容とする活動は除く。）のために民間のバスを借り上げる場合の借上料（有料道路の通行料、駐車場の使用料並びに運転手に係る食事代及び宿泊料その他の費用は除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象団体が企画した生きがづくり活動等へ参加する当該団体の構成員の数が19人以下の場合は、助成しない。

(助成の額等)

第4条 助成の額は、前条の借上料の範囲内で1回当たり30,000円を限度とし、助成は1助成対象団体につき1年度当たり2回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の活動等が宿泊を伴う場合の助成の額は、前条の借上料の範囲内で1回当たり60,000円を限度とすることができる。この場合において、助成は1助成団体につき1年度当たり1回とする。

(交付申請)

第5条 借上料の助成を受けようとする助成対象団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める日までに、大和市生きがづくりバス借上料助成金交付（変更）申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大和市生きがづくりバス借上料助成企画書
- (2) 参加者名簿
- (3) 見積書等バス借上料を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、大和市生きがづくりバス借上料助成金（変更）決定通知書により、申請団体に通知するものとする。

(助成内容の変更)

第7条 前条の規定による助成の決定を受けた申請団体（以下「助成団体」という。）が、助成内容を変更しようとするときは、大和市生きがづくりバス借上料助成金交付（変更）申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、大和市生きがづくりバス借上料助成金（変更）決定通知書により、助成団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成団体は、バスの借上げを中止するときは、大和市生きがづくりバス借上料助成取下げ届を市長に提出の上、当該申請を取り下げることができる。

(実績報告等)

第9条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了した日から10日以内に、大和市生きがづくりバス借上料助成金実績報告書に当該借上料に係る領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出した助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、大和市生きがづくりバス借上料助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、助成団体が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成金交付（変更）申請書	第 5 条及び第 7 条
第 2 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成企画書	第 5 条
第 3 号様式	参加者名簿	第 5 条
第 4 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成金交付（変更）決定通知書	第 6 条及び第 7 条
第 5 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成取下げ届	第 8 条
第 6 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成実績報告書	第 9 条
第 7 号様式	大和市生きがいつくりバス借上料助成金交付請求書	第 9 条